

○ 農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表（下線の部分は改正部分）

改正後			現行		
農村地域防災減災事業実施要綱 平成25年2月26日付24農振第2114号 <u>最終改正 平成31年3月29日付30農振第3110号</u>			農村地域防災減災事業実施要綱 平成25年2月26日付24農振第2114号 <u>最終改正 平成29年3月31日付28農振第1900号</u>		
第1～第11 【略】			第1～第11 【略】		
別表1（第3関係）			別表1（第3関係）		
区分	事業区分	事業内容	区分	事業区分	事業内容
I 【略】	【略】	【略】	I 【略】	【略】	【略】
II 【略】	【略】	【略】	II 【略】	【略】	【略】
III 体制整備事業	(1) <u>ため池緊急防 災環境整備事業</u> (2) 【略】	ため池における不測の事態 に備えるとともに、監視・ 管理体制の強化、権利関係 の調整等 【略】	III 体制整備事業	(1) <u>ため池緊急防 災体制整備促進 事業</u> (2) 【略】	ため池における不測の事態 に備えるとともに、 <u>一刻も 早い整備を進めるために行 う</u> 監視・管理体制の強化、 権利関係の調整等 【略】
別記（略）			別記（略）		

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。